

「多摩市諏訪二丁目 14 番 1 公募貸付」に対する質疑と回答

令和 7 年 9 月 18 日

質疑 1：時間貸車室は 500 m²未満とありますが、路外駐車場の届出不要の範囲との認識をしています。路外駐車場の届出の承認までに時間がかかる事が予想される（1 月中旬までの営業開始が難しい）ために、そのような制限を設けているのでしょうか。それ以外の理由があればご教示ください。また、月極やカーシェアの台数が時間貸台数未満に制限する理由もご教示ください。

回答 1：当該土地の形状上、本要領 2（1）ウの時間貸駐車場の車路等を除く車室面積の合計は 500 m²未満という条件を設定しています。

また、月極駐車場やカーシェアリングの台数を時間貸台数未満に制限する理由については、本要領 2（1）アに記載の通り、原則として平置き有料時間貸駐車場を条件としているためです。

質疑 2：草刈りに関して「除草剤」を散布したいのですが環境に配慮した成分のものを使用し、近隣へ十分配慮した方法であれば実施可能でしょうか。

回答 2：基本的に除草剤を使用せず、草刈機等を使用した草刈作業を想定しています。

質疑 3：除草範囲内に生えている低木の樹木も除草の対象でしょうか。

回答 3：低木がある場合には除草に準じて伐採作業を行っていただきます。